障　割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障　割	
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(注)　「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近乗」、「近特」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「阪連割」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、ＥＴＣ連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、ＥＴＣ連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成29年阪神高速公告第12号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年６月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年５月31日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⒀①中「ＥＴＣコーポレートカードを」の次に「会社が別に定めるところにより」を加え、「納付」を「支払」に改め、同②イの表以外の部分を次のように改める。

イ　車両単位割引

ａ　記①の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとに徴収する料金の額の１ヵ月の合計額（記Ⅱ〔１〕３⑵②における１ヵ月の合計額と合算して計算する。）に応じて、下表１に掲げる割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成44年３月31日までの間にあっては、下表１にかかわらず、下表２に掲げる割引率を適用する。

ｂ　平成29年６月１日から平成44年３月31日までの間においては、記ａに加えて、下表３に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表４に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。

２．記Ⅰ〔１〕４⒀②の表２の次に次の二表を加える。

表３

路線名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原ＪＣＴまでの区間
大阪府道高速湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪市道高速道路淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道２号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路２号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線